

主務官庁の確認を受けた公共・公益法人等の一覧

(令和6年8月30日現在)

(注) 指定期間内であっても寄附金の募集を終了している場合があります。

法人名	主たる事務所の所在地	主務官庁	寄附金の使途	指定期間
宗教法人 榑原神社	石川県かほく市大崎チ26番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした榑原神社が所有する本殿、幣殿、拝殿、祭器庫、玉垣、狛犬、灯籠及び手水舎等の原状回復に要する費用	R6.7.6 ~ R8.8.31
宗教法人 愛宕神社	富山県氷見市森寺254番地	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした鳥居及び灯籠の原状回復に要する費用等	R6.7.10 ~ R6.9.30
宗教法人 八幡宮	富山県小矢部市後谷688	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした鳥居、玉垣及び灯籠の原状回復に要する費用等	R6.7.15 ~ R6.9.30